

確定申告が始まります

申告・相談受付は、
2月18日(月)から3月15日(金)まで
 ※閉庁日(土、日曜日)は行っていません。

確定申告・納税の期限	
所得税	3月15日(金)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	4月1日(月)



所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額とそれに対する税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

申告期間中の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や確定申告の手引きなどを参考に、ご自分で申告書を作成し、e・Taxや郵送などにより提出することをお勧めします。

また、還付申告の場合は、2月15日(金)以前でも申告書を税務署に提出することができます。

確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- 給与所得者(サラリーマンなど)で年収が2千万円を超える人、2ヵ所以上から給与を受けている人、給与以外の所得が20万円を超える人
- 年途中で退職し、再就職をしながらため、年末調整をしていない人
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人など

▽税務署出張相談

所 町民会館
 時 2月6日(水)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 (受付は午後4時まで)

▽還付申告

所 NTTクレドホール(基町クレド・パセラ11階)
 時 2月14日(木)、15日(金)午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

▽給与、年金などの所得税の還付申告をする人

対 給与、年金などの所得税の還付申告をする人
 ※申告書をパソコンで作成し、e・Taxで送信します。書面での申告書の提出は受け付けていません。

インターネットで確定申告書を作成・提出

国 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

確定申告に関するお問い合わせ

問 海田税務署 ☎ 823・2131
 1(海田町大正町1番13号)

作成したデータは、印刷して添付書類とともに郵送するか、「国税電子申告・納税システム(e・Tax)」で電子申告をすることができます(電子申告を利用するには、電子証明書などの取得が必要)。

詳しくは、国税庁ホームページまたはe・Taxホームページをご覧ください。

▽国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
 ▼e・Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

▽郵送先：海田税務署(〒736・8505海田町大正町1番13号)
 ※税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

役場での申告受付

相談日	会 場	時 間
2月18日(月)～ 3月15日(金)	役 場 エントランスホール	8:30～11:30 13:00～16:00
3月5日(火)	西 公 民 館	9:00～11:30
3月6日(水)	東 公 民 館	13:00～16:00

※町県民税の申告も上表期間内で受け付けます。

課の窓口には収集箱を設置していますので、投函により提出することができます。

※過年度の確定申告や修正申告、更正の請求、青色申告、営業等・農業・不動産の収支内訳書が完成していないもの、譲渡(土地や建物、株式など)、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目などはご利用できません。

海田税務署または税務署出張相談をご利用ください。

町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告が必要な人

- 平成24年中に営業等・農業・配当・不動産などの給与以外の所得がある人(20万円以下のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。)
- 平成24年中に退職した人
- 町内に住所はないが、事務所や家屋敷がある人

確定申告が始まります

※土、日曜日を除く(3月5日(火)、6日(水)は、役場での相談は行っていません。)

先着順に整理券をお取りください。ただし、混み具合によって早めに受付を締め切ることがあります。申告書をご自分で作成した人は、開庁時間中は税務

- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限有り)などを受け取る人
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人(申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、障害者年金などを支給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください。)

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書が必要な人は、税務課で発行します。同居親族以外の請求は委任状が必要です。なお、電話での回答はできません。

※国民年金保険料については、控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570・070・117、IP電話の場合 ☎ 03・6700・1130へご連絡ください(3月15日(金)まで)。

年金所得者には確定申告不要制度があります

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

「国民健康保険高額療養費」の申請と確定申告について

国民健康保険高額療養費の申請には、医療機関などの領収書の原本が必要です。そのため、高額療養費の申請は、確定申告(医療費控除)などで領収書を提出される前に行ってください。

なお、平成24年11月受診分が高額療養費の対象になっている人には平成25年1月下旬頃、平成24年12月受診分が高額療養費の対象になっている人には平成25年2月下旬頃に、高額療養費のお知らせをお送りする予定です。

問 住民課 ☎ 820・5604